

駒場自治会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本自治会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、本会則を定める。

- (1) 会員相互の親睦活動に関する事。
- (2) 自治会に関わる専門的な活動に関する事。
- (3) ごみの減量、リサイクルなど環境保全に関する事
- (4) 防災、防犯及び交通安全に関する事
- (5) さいたま市及びその他の関係団体との連絡調整に関する事。
- (6) その他、会の目的達成に必要と認められる事。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、駒場自治会(以下「会」とする)と称し、事務局を会長宅に置く。

(区域)

第3条 会の区域は、さいたま市浦和区駒場1丁目及び2丁目とする。

第2章 組 織

(会員)

第4条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する者、及び隣接する区域で特に希望する者、法人、事業所の管理者、代表者とこれに準ずる者で本会の趣旨に賛同する者とし、本会への入会、脱会は妨げないものとする。

- 2 会員は、世帯等を単位として申告により入会する。
- 3 法人、事業所は賛助会員とし、原則として議決権は有しないものとする。
- 4 会員は、会から委嘱を受けた場合は会の運営に協力する。

(班及び組)

第5条 円滑な運営を図るため適宜「組」を組織し、「組」を代表する組長、副組長を置くと共に組と事務局との円滑な連絡を図るため、複数の組をまとめて「班」を作り班長を置く。

- 2 班長、組長等の選出は、会長が各組に委嘱する。
- 3 班長、組長は協力して「会員名簿」を作成し、自治会活動、災害時の緊急連絡のため事務局が管理する。
- 4 班長、組長の任期は1年とするが再任は妨げない。職務を遂行できない事情が生じた場合は、適宜当該の班・組で対応する。
- 5 組長、班長の選任の際、高齢者及び心身の障害等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。
- 6 班および組の区画は当該者の中で定め、事務局へ届ける。
- 7 班長、組長は各担当の班、組の会議を開くことができる。

(専門部)

第6条 会に次の専門部を置き、会で行う専門的な活動を企画・執行する。

- (1) 総務広報部 会の総合的な運営の円滑化を図るとともに、広報機関紙の発行やホームページの維持管理を行う。
- (2) 環 境 部 会の環境整備、改善に関する企画及び事業を実施する。

- (3) 防災防犯部 防災活動の企画及び事業の実施、自主防災会の編成及び地域の防犯防災活動の企画及び事業の実施・情報収集を行う。
- (4) 交 流 部 地域の交流活動の企画及び事業を実施する。
- 2 専門部の部員は本部委員会により人選し、次の役員会または総会で承認を得るものとする。
- 3 会に新規事項が発生した場合は、必要に応じ新たな専門部を設け又はその必要が無くなった場合は統廃合し、次の総会で承認を得るものとする。

第3章 本部委員

(本部委員)

第7条 会に、次の本部委員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 | (4) 会 計 | 2 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 | (5) 監事 | 2 人 |
| (3) 書 記 | 2 人 | (6) 専門部長 | 若干名 |

(本部委員、専門部長の選任)

第8条 本部委員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事は会長、副会長及び会計ならびに書記と相互に兼ねることはできない。
- 3 各専門部長は原則、会長が本部委員の中から任命し兼務させる。
- 4 会長が必要と認めた場合は専門部員の中から専門部長を選任し、次の役員会または総会で承認を得るものとする。

(本部委員の職務)

第9条 会長は、会を代表し会務を統括する。また必要に応じ本会則の細則を設けることができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録する。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。
- 6 本部委員は、会の運営に係る連絡事項、回覧物等必要に応じ班長、組長へ伝達、配布する。

(本部委員の任期)

第10条 本部委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 会は、本部委員の辞任その他の理由により欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 本部委員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

第4章 役 員

(役員)

第11条 役員は、本部委員、専門部長、班長で構成する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、本部委員及び専門部長を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

(総 会)

第13条 総会は定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、会長が招集し会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 3 会員は、出席できない場合は委任状の提出をもって出席に代えることができる。
- 4 定期総会は年1回、4月に開催する。
- 5 臨時総会は、次の各号に該当する場合に会長が招集し開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の請求があったとき。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を承認、議決する。

- (1) 事業計画及び報告など事業運営の基本的事項に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 役員を選任、解任に関すること
- (4) その他、会の運営に関する必要事項

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(議決)

第16条 総会の議事は、出席した会員の3分の2以上の同意をもって議決する。

(書面票決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面（委任状）をもって評決し、又は他の会員を代理人として評決を委任することができる。

(総会の議事録)

第18条 書記は、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し5年間保管しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者数（委任状を含む）及び現在会員数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過概要及び結果
- 2 議事録には議長及び会長又は代行者が署名押印する。

(役員会)

第19条 役員会は、本部委員、専門部長、班長で構成された総会に準じた組織で、必要が生じた時に会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 運営、承認、議決等に関しては、総会に準ずる。

(本部委員会)

第20条 本部委員会は、監事以外の委員をもって構成する。

- 2 本部委員会は、会長が必要と認めるとき会長が招集する。
- 3 本部委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 本部委員会は、次の事項を委員の過半数の賛成で議決する。賛否同数の場合は議長の決するところによる。
 - (1) 総会、役員会に付議すべき事項
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 5 急を要する事項、細則の追加変更に関する事項は本部委員会で専決し、次の役員会又は総会で承認を受ける。

(専門部会)

第 21 条 専門部会は各専門部員で構成し、所管する専門の事項を企画、執行する。

- 2 専門部会は、各専門部長が必要と認めるとき招集する。
- 3 専門部会の運営は本部委員会に準ずる。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 22 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(運営経費)

第 23 条 会の運営に要する経費は、会費、補助金、助成金、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

(会費の徴収)

第 24 条 会の会費は会員世帯又は賛助会員を単位に年度の初めに徴収する。

- 2 会費の金額、徴収方法に関しては細則に定める。
- 4 特別な事情がある場合は、細則にてらし徴収を免除することがある。

(会計監査)

第 25 条 監事は会計年度終了後、会計監査を行い総会において報告しなければならない。

第 7 章 会則の改廃

(会則の制定改廃)

第 26 条 この会則の制定改廃は総会において議決を必要とし、出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 8 章 災 害 対 応

(災害対応)

第 27 条 災害等による緊急事態が発生した場合は、会長は役員らと協力のうえ、援助物資の配布・情報収集など緊急対応をとることができる。なお、事後の直近の役員会、又は総会で対応状況を報告する。

第 9 章 雑 則

(帳票、帳簿類の整備)

第 28 条 会には、会則、会員名簿、議事録、金銭出納簿、収支証票綴り及び備品台帳を備え 5 年間保存しなければならない。

(諮問)

第 29 条 会長は、総会に諮って顧問、相談役を委嘱することができる。顧問、相談役は重要な会務について会長の諮問に答える。

(慶弔金、祝品)

第 30 条 慶弔金、祝品等の規定は細則に定める。

附則 この会則は、平成 30 年 4 月 29 日から施行する。

附則 この会則は令和 7 年 4 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

駒場自治会会則に係わる細則

本細則は駒場自治会会則（以下「会則」という）第9条に定めるところにより、以下のとおり運営上の取り決めを定める。

（班長の役割）

- I 会則第5条第2項に定める委嘱を受けた班長は、次の役割を負う。
- a 定期総会、臨時総会、役員会への出席、ならびに諸行事等へ参加
開催の案内はその都度、会事務局から通知される。
 - b 自治会費・会員名簿の取りまとめ
組長が徴収した自治会費・組の会員名簿を取りまとめ、会事務局に提出する。
 - c 回覧物などの仕分け、配布
毎月、また不定期に配布される回覧物等を受取り、必要部数を速やかに組長宅に配布する。
 - d その他
 - ①毎月定期日の古紙回収を推進する。
 - ②班長は、会の専門部会に所属して「総務広報」、「環境」、「防災防犯」、「交流」の役割を分担し、その任に就く。
 - ③会が主催・共催する行事に実行委員としてこれを実施する。
 - ④会員の慶弔事には、会から慶弔金品を給付するため班長は、慶弔事の情報があったときは、会長に報告する。
 - ⑤組長からゴミ集積所のネットや箒が必要との連絡を受けたときは、環境部長に連絡を取り、自治会在庫の確認を依頼し、指示を受ける。

（組長の役割）

- II 会則第5条第2項に定める委嘱を受けた組長は、次の役割を負う。
- a 組長は班長を補佐して組内の連絡調整にあたる。副組長は組長を補佐すると共に、組長不在の場合はこれを代行する。
 - b 会の定期総会、臨時総会への出席、ならびに行事等への参加
 - c 自治会費の徴収
組長は、会計年度当初に会員から自治会費を徴収すると共に、組の会員名簿をまとめ班長に提出する。
 - d 回覧物等の配布
毎月、また不定期に班長から配布される回覧物等は、部数など内容を確認し速やかに会員宅に配布する。
 - e その他
 - ①毎月定期日に、班長を補佐して古紙回収の推進に協力する。
 - ②組の会員に慶弔事の情報があったときには、会から慶弔金品の給付があるため、班長に報告する。
 - ③組の会員からゴミ集積所のネットや箒が必要との要望があった場合には、班長に連絡し、指示を受ける。

（会費の額）

- III 会則第24条に定める会費の額は、次のとおり定める。
- a 会費は年額1,800円とする。
 - b 年度の途中で入会する場合の会費は、入会した翌月から年度末までの月数分に月額150円を乗じた額とする。
 - c 会員が年度の途中で退会した場合、既に納めた自治会費は返却しない。
 - d 自治会費の徴収対象は、世帯に対して行う。
 - ①世帯とは住民票に基づき生活を共にする単位をいう。

- ②「生活を共にする」とは原則として玄関、食事、並びに電気等のメーターを共に利用するものを基準とし、疑義がある場合には実情を勘案の上、会長が決定する。

(慶弔金、祝品の額及び種類)

IV 会則第 30 条に定める慶弔金、祝品は、会員及び会員と同居している親族に給付し、会員からの申告によって給付する。また、会員及びその親族は、この規定による慶弔等に関する金品等への返礼を行わないものとする。

a 種類、金額ならびに対象となるものは次のとおりとする。

(1) 敬老祝品

会員の世帯主又は同居している者が満 75 歳以上で「敬老の日」を迎えたとき世帯主に

・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,200 円相当の品

(2) 敬老祝金

会員の世帯主又は同居している者が満 100 才となり最初に到来する「敬老の日」を迎えたとき

・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 円

(3) 弔慰金

①会員の世帯主及びその配偶者が死亡したとき

・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000 円

②会員と生活を共にしている者が死亡したとき

・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000 円

附則 この細則は、平成 30 年 10 月 28 日から施行する。

附則 この細則は令和 7 年 4 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。